平成２２年（フ）第７４１５号
大阪市住吉区我孫子２丁目３番３―602号
債務者　大川内　守
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４１６号
大阪市住吉区我孫子２丁目３番３―602号
債務者　大川内加代子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６９号
大阪府門真市寿町８番６号
債務者　月野木節子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５８号
大阪府豊中市日出町２丁目１番44号
債務者　金本光恵こと　李　　貞昱(旧姓鈴木)
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５７４号
大阪府高槻市登美の里町18番13号
債務者　内西　和人
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９８号
大阪市西成区花園北１丁目４番17号　メゾン花園北パートⅠ―１Ａ
債務者　平井　正夫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９９号
大阪市西成区花園北１丁目４番17号　メゾン花園北パートⅠ―１Ａ
債務者　平井サヨコ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６００号
大阪市西成区花園北１丁目４番17号　メゾン花園北パートⅠ―１Ａ
債務者　平井　建一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０１号
大阪市西成区花園北１丁目４番17号　メゾン花園北パートⅠ―１Ａ
債務者　平井　里司
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０２号
大阪市浪速区浪速西１丁目２番２―902号
債務者　林　　清隆
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０４号
大阪府豊中市三和町２丁目１番４―904号
債務者　宮浦　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０５号
大阪府豊中市岡町北３丁目１番５―322号
債務者　濱田　政文
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０８号
大阪府大東市灰塚２丁目７番21号
債務者　喜田眞知子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０９号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―802号
債務者　岩本　　敏
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１０号
大阪市天王寺区東高津町９番４号ミノール上町台801号
債務者　早野比奈子（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１４号
大阪市住吉区沢之町１丁目４番25号
債務者　小松　勝治
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１５号
大阪市北区黒崎町６番８―801号
債務者　大藤　芳照
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６２４号
大阪市平野区平野西５丁目６番22号エスターテＨＡＫＵＹＡ102
債務者　長原　聖宜
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部